

都城市自治公民館整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 自治公民館（分館を含む。以下同じ。）の土地及び建物等の基本的な施設等を整備するため、自治公民館に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自治公民館の本館又は別館（以下「建物」という。）の新築事業 新たに建物を建築する事業をいう。
- (2) 建物の購入事業 新たに建物を購入する事業をいう。
- (3) 建物の改修事業 既存の建物を増築し、改築し、又は修繕する事業であって、その経費が10万円以上のものをいう。
- (4) 建物の移転事業 建物を引家等により移転する事業をいう。
- (5) 建物の付属施設を設置又は購入する事業 建物の付属施設を新設し、購入し、移転し、又は改修する事業であって、その経費が10万円以上のものをいう。
- (6) 資源ごみ置き場の整備事業 資源ごみを分別して集積する施設を設置する事業又はこれに移設し、増築し、改築し、若しくは修繕する事業をいう。この場合において、資源ごみ置き場は、自治公民館が単独で所有するものとして整備するものに限る。
- (7) 自治公民館の土地（以下「土地」という。）の購入事業 建物の新築若しくは移転のために必要な土地又は土地の拡張のために必要な土地を購入する事業であって、その経費が40万円以上のものをいう。
- (8) 土地の整備事業 土地を擁壁、土留、排水設備の設置等により改良し、舗装し、又は補修する事業であって、その経費が10万円以上のものをいう。この場合において、整備事業に供する土地は、建物が所在するものに限る。
- (9) 備品購入事業 別表に掲げる備品を購入する事業であって、その経費が10万円以上のものをいう。

(10) エアコン設置事業 自治公民館のエアコンを設置又は修繕する事業であつて、その経費が10万円以上のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 前条に掲げる事業は、補助金交付の対象となる事業で、補助金交付申請の年度内に開始し、及び完了し、又は完結するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者となる自治公民館は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に定める認可地縁団体、又は当該団体に準ずる団体と市長が認めたものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請団体」という。）は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、その性質上得ることができない書類については、この限りでない。

- (1) 地縁による団体であることの証明の写し、又は自治公民館規約の写し。
- (2) 事業計画書
- (3) 見積書の写し、又はそれに類する書類
- (4) 事業着手前の状況が分かる写真
- (5) 収支予算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

対象事業	補助率	補助限度額	補助基準額	補助金額
第2条第1号から第5号までに掲げる事業	2分の1以内	600万円	事業費に補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して、少ない方の額	補助基準額から国、県、その他地方公共団体等（一般財団法人自治総合センターを含む。）の補助金又は助成金を差し引いた額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て
第2条第6号に掲げる事業	2分の1以内	30万円		
第2条第7号及び第8号に掲げ	4分の1以内	200万円		

る事業			るものとする。)とし、かつ予算の範囲内とする。
第2条第9号に掲げる事業	4分の1以内	30万円	
第2条第10号に掲げる事業	3分の2以内	150万円	

(補助金の支払方法)

第7条 補助金の支払方法は、確定払とする。ただし、事業費が100万円以上の場合
は、概算払とすることができる。

(実績報告)

第8条 補助申請団体は、事業完了後1月以内に補助事業等実績報告書に次に掲げ
る書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業完成写真
- (3) 事業費の支払証明又は領収書の写し

(財産の処分の制限)

第9条 規則第19条第1項第2号に規定する市長が定める財産は、補助事業により
取得し、又は効用の増加した取得額が単価30万円以上の機械及び重要な器具とす
る。

2 規則第19条第1項ただし書で市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等
に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する
期間とする。

3 補助申請団体は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限さ
れた財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなら
ない。

4 市長は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、補助申請団体
が処分により収入を得たときは、その収入の全部又は一部について、納付を求め
ることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の都城市自治公民館整備費補助金交付要綱（平成4年都城市告示第59号）、地区公民館及び自治公民館施設等の整備に関する補助金交付規程（昭和46年山之口町規程第11号）又は自治公民館等施設整備費補助金交付要綱（平成15年高崎町告示第45号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成20年6月16日改正）

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則（平成24年3月9日改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

机、椅子、演台
収納家具、収納庫類
屋外掲示板
冷房、暖房器具（エアコンを除く。）
視聴覚器具
テント
冷蔵庫、調理器具

印刷機類
パソコン
カメラ類
カーテン、ブラインド類
畳

備考 補助対象となる備品は、２年以上の使用に耐えるものとする。

様式 略